

秋田県地球温暖化対策推進条例
温室効果ガス排出抑制計画書等
作成・提出の手引き

令和 7 年 4 月
秋田県

目 次

第1 総 論

1 計画書及び報告書の作成・提出が必要な事業者	1
2 原油換算エネルギー使用量の算定方法	3
3 計画書及び報告書の提出	4
4 温室効果ガス排出量の算定方法	6

第2 計画書及び報告書の作成

1 計画書の記載要領	8
2 報告書の記載要領	14

第3 計画書の変更等

1 計画書の変更	17
2 計画書の廃止	17
3 計画書又は報告書の公表	17
4 計画書制度に関する問い合わせ先	17

参考資料

表－1 エネルギーの種類別の単位発熱量	18
表－2 燃料の使用に関する排出係数	20
表－3 温室効果ガスの種類ごとの地球温暖化係数	21
表－4 日本標準産業分類 中分類	22

様式

- 別紙1 事業活動に伴う原油換算エネルギー使用量算定表
別紙2 温室効果ガス排出量算定表

この手引きでは、次のとおり用語を表記します。

二酸化炭素	▶ CO ₂
地球温暖化対策の推進に関する法律	▶ 温対法
エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換に関する法律	▶ 省エネ法
秋田県地球温暖化対策推進条例	▶ 県条例
県条例第9条第1項で定める温室効果ガス排出抑制計画書	▶ 計画書
県条例第10条第1項で定める温室効果ガス排出量等報告書	▶ 報告書
計画書及び報告書を提出する必要がある事業者	▶ 特定事業者

第 1 総論

1 計画書及び報告書の作成・提出が必要な事業者

特定事業者は、次の（１）及び（２）に該当するものになります。

なお、特定事業者に該当しない事業者（一般事業者）であっても、県条例第 9 条第 3 項の規定により、任意で計画書や報告書を提出することができます。

(1) 県内に設置しているすべての事業所の前年度の原油換算エネルギー使用量の合計が 1, 5 0 0 k L 以上の事業者	
▶ 連鎖化事業を行う者（フランチャイズチェーン）※ ₁ である場合	当該連鎖化事業に加盟する者が設置している当該連鎖化事業に係る事業所として設置しているものを含みます。
▶ 地方公共団体等※ ₂ の場合	温室効果ガス排出量の算定に関して特別な理由がない限りは、温対法第21条に基づき策定している地方公共団体実行計画（事務事業編）において事務事業に伴う温室効果ガス総排出量の算定対象としている事業所を含めるようにしてください。
(2) 使用の本拠の位置を県内に登録する自動車の前年度の末日における台数が、次の①から③までの要件のいずれかに該当する自動車運送事業者	
①トラック（貨物自動車運送事業法第 2 条第 2 項に規定する一般貨物自動車運送事業の用に供する自動車（被けん引車を除く。））の台数が 2 0 0 台以上	
②バス（道路運送法第 3 条第 1 号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業又は同号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業）の台数が 2 0 0 台以上	
③タクシー（道路運送法第 3 条第 1 号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車）の台数が 3 5 0 台以上	

※ 1 連鎖化事業を行う者（フランチャイズチェーン）とは、温対法第 26 条第 2 項に規定する事業者で、フランチャイズチェーンの本部が計画書や報告書を提出することとなります。

なお、フランチャイズチェーンの要件は次のとおりです。

- | |
|--|
| <p>① 定型的な約款による契約に基づき、特定の商標、商号その他の表示を使用させ、商品の販売又は役務の提供に関する方法を指定し、かつ、継続的に経営に関する指導を行う事業であって、当該約款に、以下の事項に関する定めがある者</p> <p>(ア) エネルギー起源 CO₂（エネ法と同様）</p> <p>a エネルギーの使用の状況の報告に関する事項</p> <p>b 空気調和設備、冷凍機器・冷蔵機器、照明器具、調理用機器・加熱用機器の機種、性能又は設定温度等の使用方法の指定に関する事項</p> <p>(イ) 上記(ア)以外の温室効果ガス（非エネルギー起源 CO₂、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素）</p> <p>a 温室効果ガスの排出を伴う事業活動の状況の報告に関する事項</p> |
|--|

b a の報告に係る温室効果ガスの区分に応じ、温室効果ガスの排出を伴う設備の機種、性能又は使用方法の指定に関する事項

- ② 連鎖化事業者と加盟者との間で締結した約款以外の契約書又は事業を行う者が定めた方針、行動規範若しくはマニュアルに上記の定めがある場合であって、それらの定めを遵守するよう約款に定めがある場合には、約款にそれら定めがあるものとみなす。

※2 地方公共団体等とは、都道府県、市町村、教育庁・教育委員会、一部事務組合、広域事務組合などです。

2 原油換算エネルギー使用量の算定方法

(1) 算定対象となる活動範囲

算定対象となる活動範囲は、事業者が県内に設置する事業所（店舗、営業所、事務所、配送所、工場等をいい、フランチャイズチェーンである場合にあっては、その加盟者が当該連鎖化事業に係る事業所として設置しているものを含む。）においてエネルギー起源CO₂（燃料の燃焼、他人から供給された電気及び熱の使用に伴い排出されるCO₂）の発生を伴うものとします。

なお、事業所外を移動する自動車等の移動体（社用車、配送車両等）、工事現場等は対象としません。

(2) 算定対象となる期間

計画書及び報告書を提出する年度の前年度の4月1日から3月31日までの期間です。（令和7年度に提出する計画書及び報告書の対象となるのは、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの期間となります。）

(3) 算定の方法

省エネ法施行規則（昭和54年通商産業省令第74号）第4条の方法により、エネルギー種類ごとの使用量を熱量に換算し、合計して算出（実際には「（別紙1）事業活動に伴う原油換算エネルギー使用量算定表」を用いて算定）します。

なお、省エネ法の定期報告書の提出において、原油換算エネルギー使用量が15kL／年未満の事業所であって、事業者全体の原油換算エネルギー使用量の1%未満の範囲の事業所として、国に最初に原油換算エネルギー使用量を報告（エネルギー使用状況届出書の提出）する際に用いた値と同じ値を報告することができるとされた事業所については、同じ値を用いることができます。

「（別紙1）事業活動に伴う原油換算エネルギー使用量算定表」による算定手順

<手順1>

エネルギーの種類ごとに、前年度のエネルギー使用量を「数値A」欄に記入。

※エネルギー毎に単位が異なりますので、入力に際しては必ず単位を確認してください。

<手順2>

エネルギーの種類ごとに「数値A」欄の数値に、単位発熱量欄の「数値C」を乗じて得た数値を「熱量B」欄に記入（「数値C」欄の数値に代わり、実測値等に基づいた単位発熱量を設定することも可能）。

<手順3>

「熱量B」欄の「小計①」及び「小計②」の数値を合算した数値を「合計③」欄に記入。

<手順4>

「熱量B」欄の「合計③」の数値に、0.0258 を乗じて得た数値を「原油換算エネルギー使用量④」欄に記入。

3 計画書及び報告書の提出

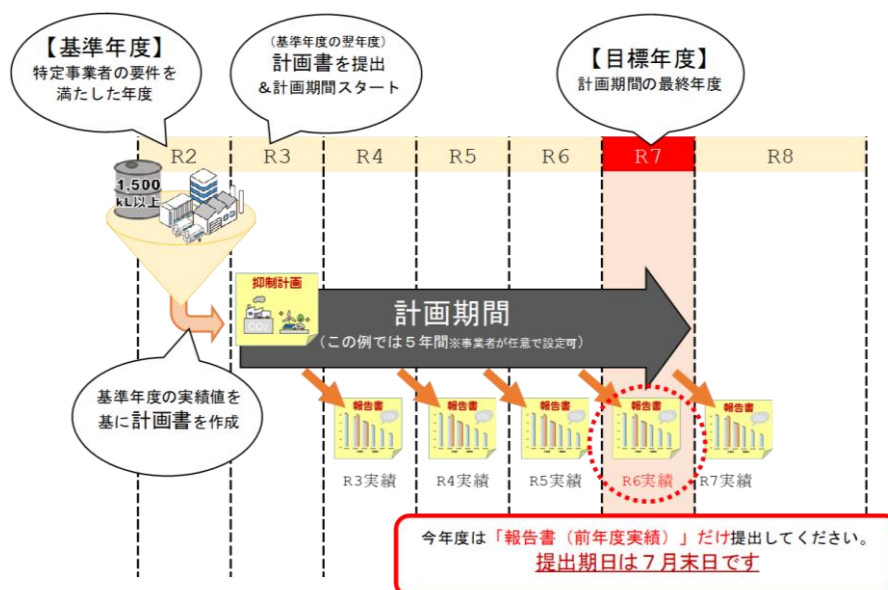
(1) 計画書の提出

計画書は、原則、計画期間ごとに作成し、計画期間の初年度の7月末日までに提出してください（計画期間は事業者が5カ年度以内で任意に定めることができます）。

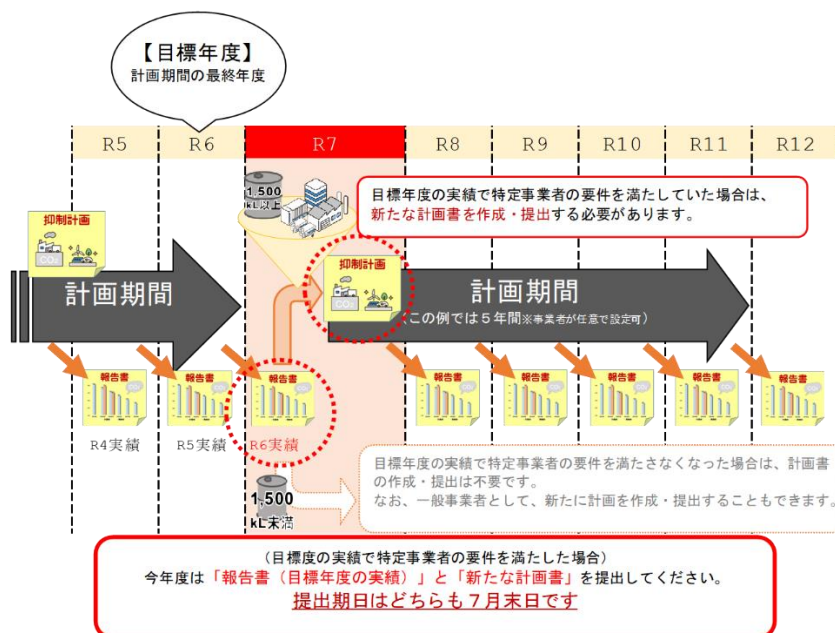
(2) 報告書の提出

報告書は、計画期間中の毎年度の排出実績等について作成し、原則、報告対象年度の翌年度の7月末日までに提出してください。

<例1：提出年度が計画期間内の場合>



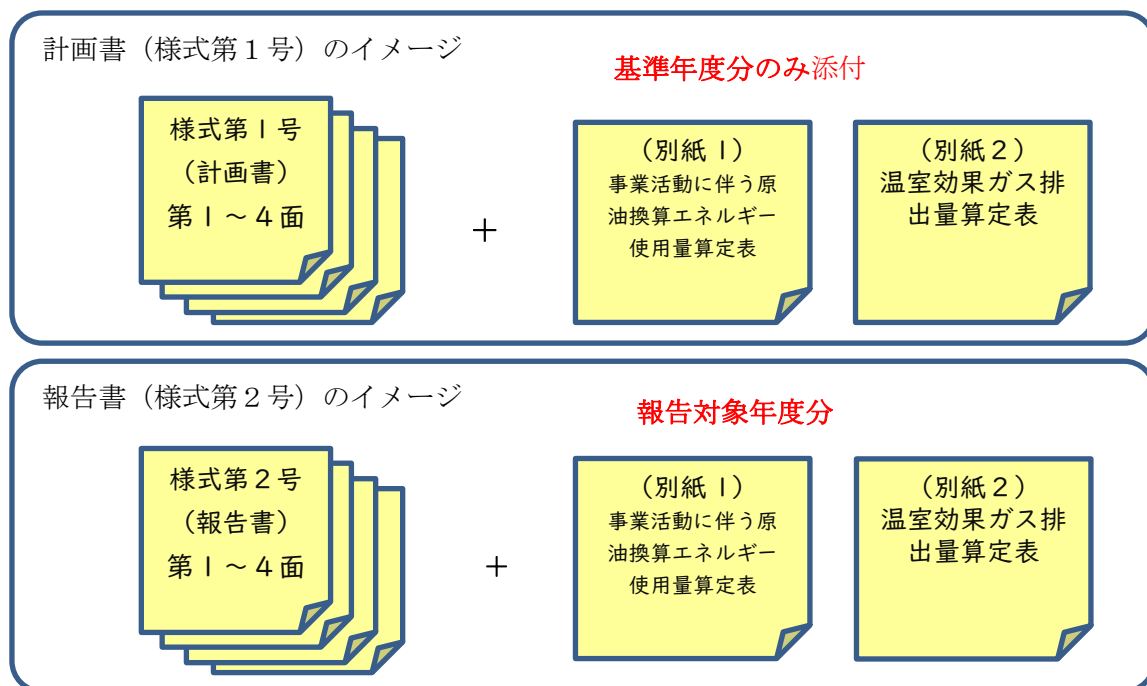
<例2：提出年度が計画の目標年度の翌年度であって、引き続き特定事業者に該当する場合>



(3) 提出書類

計画書は様式第1号、報告書は様式第2号により提出してください。

※計画書及び報告書の作成の際の押印は不要です。



(4) 提出部数

計画書及び報告書の提出部数は、1部です。

(5) 提出先・提出方法

計画書及び報告書は、秋田県生活環境部温暖化対策課あてに、電子メール、郵送又は持参のいずれかの方法により提出してください。

<提出先>

秋田県 生活環境部 温暖化対策課 調整・省エネルギーチーム

郵便番号：010-8570

住所：秋田県秋田市山王四丁目1番1号

電話番号：018-860-1573

電子メール：en-ondanka@pref.akita.lg.jp

4 温室効果ガスの排出量の算定方法

(1) 算定する事業活動の範囲

①工場・事業所を設置する事業者

算定対象となる事業活動は、エネルギーの使用に伴って発生するCO₂（以下「エネルギー起源CO₂」という。）にあつては、県内に設置している事業所におけるエネルギー（燃料、他人から供給された電気及び熱）の使用を伴う事業活動です。

ただし、事業所外を移動する自動車等の移動体（社用車、配送車両等）、工事現場等は対象としません。

エネルギー起源以外の温室効果ガス（エネルギー起源以外のCO₂、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふつ化硫黄及び三ふつ化窒素）については、温対法において規定されている温室効果ガスごとに定めた当該温室効果ガスを排出する事業活動が対象となります。

なお、エネルギー起源CO₂以外の温室効果ガスについては、種類毎に算定しますが、CO₂換算数量が100トン未満のものは排出量に算入しないことができます。

②自動車運送事業者

算定対象となる事業活動は、県内に登録しているトラック（被けん引車を除く。）、バス及びタクシーにおけるエネルギーの使用に伴う事業活動です。

※ 事業者が設置する事業所（営業所、事務所、配送所等）は対象としません。

なお、自動車運送事業者が設置する県内事業所において、前年度の原油換算エネルギー使用量の合計が1,500kL以上の事業者にも該当する場合は、①、②の区分がわかるように記載した計画書及び報告書を提出することとなります。

③一般事業者（①、②以外の方）

算定対象となる事業活動は、①又は②の取扱とします。

(2) 温室効果ガス排出量の算定方法

次の①及び②により算定（実際には「（別紙2）温室効果ガス排出量算定表」を用いて算定）された温室効果ガス排出量の合計が、事業者の温室効果ガス排出量になります（自動車運送事業者にあつては、①のみ）。

<手順①>

エネルギーの種類ごとに、前年度のエネルギーの使用量を「数値A」欄に記入（ただし、自家発電による電気使用量は記入しません）。

<手順②>

販売したエネルギーがある場合は、エネルギーの種類ごとに、販売したエネルギーの量を「数値C」欄に記入。

<手順③>

燃料について、その種類ごとに、「数値A」欄の数値に、手引き参考資料の表-1に掲げる単位発熱量欄の数値（実測等に基づいた単位発熱量を設定することも可能（ただし、根拠資料の添付が必要。））を乗じて得た数値を「熱量B」欄に記入。

<手順④>

燃料について、販売したエネルギーがある場合は、その種類ごとに、「数値C」欄の数値に、表－1に掲げる単位発熱量欄の数値（実測等に基づいた単位発熱量を設定することも可能（ただし、根拠資料の添付が必要。））を乗じて得た数値を「熱量D」欄に記入。

＜手順⑤＞

燃料について、その種類ごとに、「熱量B」欄の数値から「熱量D」欄の数値を減じて得た数値を「 $E = B - D$ 」欄に記入。

＜手順⑥＞

燃料について、その種類ごとに、「 $E = B - D$ 」欄の数値に、手引き参考資料の表－2に掲げる排出係数の数値（実測等に基づいた排出係数を設定することも可能（ただし、根拠資料の添付が必要。））を乗じて得た数値に、12分の44を乗じて得た数値を「CO₂排出量」欄に記入。

＜手順⑦＞

熱及び電気（自家発電を除く。）について、その種類ごとに、「数値A」欄の数値から「数値C」欄の数値を減じて得た数値を「 $E = B - D$ 」欄に記入。

＜手順⑧＞

熱及び電気（自家発電を除く。）について、その種類ごとに、「 $E = B - D$ 」欄の数値に、表－2に掲げる排出係数（実測等に基づいた排出係数を設定することも可能（ただし、根拠資料の添付が必要。））を乗じて得た数値を「CO₂排出量」欄に記入します。

＜手順⑨＞

自家発電について、販売したものがあある場合は、「数値C」欄の数値に、表－2に掲げる排出係数を乗じて得た数値に、「－1」を乗じた数値を「CO₂排出量」欄に記入。

＜手順⑩＞

すべてのエネルギーの種類の「CO₂排出量」欄の数値を合算（ここで得られた数値がエネルギー起源CO₂排出量です）。

②エネルギー起源CO₂以外の温室効果ガス

エネルギー起源CO₂以外の温室効果ガスの排出量の算定に当たっては、温対法施行令に示す算定方法等により算定してください。

具体的な算定方法は「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル（環境省・経済産業省）第Ⅱ編「温室効果ガス排出量の算定方法」（URL：<http://ghg-santeikohyo.env.go.jp/manual>）」を参考にしてください。

なお、条例計画制度においては、エネルギー起源CO₂以外の温室効果ガスについては、温室効果ガスごとのCO₂に換算した排出量が100トン未満のものは排出量に算入しないことができます。

算定した結果については、温室効果ガスの種類ごとに「（別紙2）温室効果ガス排出量算定表」の[2 温室効果ガスの総排出量]欄に記載してください。

第2 計画書及び報告書の作成

1 計画書の記載要領

計画書は、様式第1号により作成、提出してください。

(1) 計画書（様式第1号第1面～第4面）

① 事業者の住所、氏名

計画書を提出する事業者の住所、氏名（法人にあっては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）を記載します。

なお、法人の代表者以外の方が、条例に係る諸手続の委任を受けた場合は、委任状（様式任意）を計画書に添付し、委任を受けた方が所属する事業所の所在地、企業名及び事業所名、委任された方の役職名及び氏名を記載します。

② 届け出の種別

次の届け出種別から該当するものを選択し、□に「レ印」を記入します。

第1項：条例に基づく特定事業者に該当する者

第2項：連鎖化事業（フランチャイズチェーン）を行う者

第3項：特定事業者以外の事業活動に伴い温室効果ガスの排出をする者
（一般事業者）

第4項：提出済みの温室効果ガス排出抑制計画書の内容を変更する者

③ 主たる事務所の名称、所在地

会社等の本社（本店）の名称及び所在地を記載します（「①事業者の住所、氏名」と重複する場合がありますが、必ず記載してください。）。

④ 事業者の主たる業種

日本標準産業分類の中分類から主たる業種を選択し、業種名を記載します。

⑤ 該当する事業者の要件

次のアからウまでの区分から該当する要件を選択し、□に「レ印」を記入します（ア及びイのいずれにも該当する場合は、両方の□に「レ印」を記入。）。

区分	区分の名称	要 件
ア	規則第4条第1号	県内事業所（店舗、営業所、事務所、配送所、工場、フランチャイズチェーンの場合は加盟事業者等）の前年度のエネルギー使用量の合計が、原油換算で1,500kL以上の事業者
イ	規則第4条第2号	使用の本拠の位置を県内に登録している自動車の前年度の末日における台数が、次に掲げる要件のいずれかに該当する自動車運送事業者 (a) トラック 200台以上 (b) バス 200台以上 (c) タクシー 350台以上
ウ	条例第9条第3項	区分ア及びイのいずれにも該当しない事業者

⑥ 前年度の原油換算エネルギー使用量（区分ア又はウに該当する事業者）

前年度の原油換算エネルギー使用量第1の2により算定した前年度の原油換算

エネルギー使用量を記載します。

⑦ 前年度末の県内登録の自動車数（区分イに該当する事業者）

自動車の種類（トラック、バス、タクシーの区分）と前年度末日における県内での登録台数を記載します。

⑧ 計画期間

計画期間は5カ年以内とし、事業者自らが期間を設定し記載します。

設定する計画期間は、「年度（4月から3月まで）」が基準になります。

⑨ 温室効果ガスの排出の抑制に関する目標を達成するための基本方針

計画期間を通して事業者が定める省エネルギー対策、再生可能エネルギーの導入、目標設定の考え方その他の事業活動による地球温暖化の防止に関する考え方や組織体制などの基本方針を記載します（書ききれない場合は欄を広げるか、別紙に記載し添付してください。）。

⑩ 事業活動に伴うエネルギーの使用量

事業活動に伴うエネルギーの種類ごとの使用量及び原油換算エネルギー使用量を記載しますが、記載に代えて、手引きに示す別紙1を参照（当該欄には「別紙1参照」などと記載し、別紙1を添付。）できます。

⑪ 温室効果ガスの排出量及び排出の抑制に関する目標

具体的な取組内容については、次の参考となる資料等に記載のある、国が示している各基準を参考に検討してください。

＜参考となる資料等＞

- 工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準

【資源エネルギー庁公式サイトより】

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/overview/laws/

「工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準.pdf」

- 温室効果ガス排出抑制等指針

【環境省公式サイト専用ページより】

<https://www.env.go.jp/earth/ondanka/gel/ghg-guideline/>

- 貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関する貨物輸送事業者の判断の基準

- 旅客の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関する旅客輸送事業者の判断の基準

【国土交通省公式サイトより】

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/environment/sosei_environment_tk_000002.html

目標の設定にあたっては、温室効果ガスの総排出量を基本としますが、温室効果ガスの総排出量を『温室効果ガスの排出量の抑制に係る取組等が適正に反映される指標（生産数量、延べ床面積等）』（以下「原単位に用いた指標」という。）で除した「原単位排出量」によるものとします。

目標の設定に「原単位排出量」を使用した場合であっても、「原単位排出量」の目標数値のほかに、「温室効果ガス排出量」（温室効果ガスの総排出量）の数

値についても必ず記載してください。

目標年度における温室効果ガス排出量の設定に当たっては、本県では削減目標は定めていないので、事業者自らが削減目標を定めてください。

ア 「区分」

基準年度の欄には、計画期間の初年度の前年度を、目標年度の欄には、計画期間の最終年度を記載してください。

なお、基準年度において事業活動が著しく変動した場合等の特別な事情がある場合は、前年度の温室効果ガス排出量を基準年度としないことに合理的な理由がある場合に限り、県との協議により前年度以外（過去3年間の平均値又は前々年度）を基準年度とすることができます。

イ 「温室効果ガス排出量」

・ 基準年度の排出量[A]

- ▶ 第1の4で算定した温室効果ガス排出量の合計を記載します。

・ 目標年度の排出量[B]

- ▶ 温室効果ガスの排出状況や計画期間における取組の内容などを総合的に勘案して、事業者自ら設定した値を記載します。

・ 対基準年度比

- ▶ 目標年度の排出量[B]を、基準年度の排出量[A]で除し、100を乗じた数値を記載します。

ウ 「原単位排出量」 （原単位排出量を削減目標とする事業者のみ）

・ 基準年度の前単位排出量 [C]

- ▶ 基準年度の温室効果ガス排出量 [A] を、基準年度の前単位に用いた指標の実績値で除した数値を記載します。

・ 目標年度の前単位排出量 [D]

- ▶ 目標年度の温室効果ガス排出量 [B] を、目標年度の前単位に用いた指標の見込値で除した数値を記載します。

・ 前単位排出量の対基準年度比

- ▶ 前単位排出量[D]を、基準年度の前単位排出量[C]で除し、100を乗じた数値を記載します。

・ 前単位に用いた指標

- ▶ 生産数量（トン）、生産金額（円）、建物床面積（㎡）などの指標を記載します。

なお、事業内容により単一の前単位を設定できない場合は、複数の前単位に用いた指標を重み付け合算することにより、前単位を設定することができます。

・ 前単位に用いた指標の設定方法

- ▶ 前単位に使用した指標を2以上の複数とした場合の設定の考え方等を記載します。

⑫ 温室効果ガスの排出の抑制を図るため実施しようとする措置の内容

事業活動の特性に応じて、実施可能な対策を検討したうえ、適切かつ有効な措

置（取組）を記載するとともに、実施する事業所の名称や実施予定年度を記載してください。

⑬ 県条例第11条に規定する措置の内容

県条例では、再生可能エネルギー（電力、熱）の供給、県内で発生したＪークレジットなどの環境価値の取得、再生可能エネルギー由来の電力への切替による温室効果ガス排出量の削減相当量等について、計画書や報告書における温室効果ガスの排出の抑制量と見なすことができます。

計画期間中に、以下に示す措置を実施する予定がある場合は、その措置の実施による抑制量を記載できます。

ア 再生可能エネルギーの供給

再生可能エネルギー（電力及び熱）を他に供給する予定がある場合は、供給量及び「特定事業者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令（平成18年経済産業省・環境省令第3号。以下「算定省令」という。）第2条第4項に定める係数（熱にあつては第2条第6項の係数）を用いて算定したCO₂の量を記載します。

イ 県内由来の環境価値の利用

（ア）Ｊークレジット等

国内における地球温暖化対策のための排出削減吸収量認証制度、国内排出削減量認証制度及び環境省のオフセットクレジット制度により認証されたクレジット（以下「Ｊークレジット等」という。）のうち、以下のaからdの方法論により県内で認証を受けたＪークレジット等を取得・活用（無効化手続き）する予定がある場合は、そのＪークレジット等の活用に係るCO₂の量を記載します。

- a 再生可能エネルギー
- b 省エネルギー
- c 森林吸収
- d 農業

（イ）グリーン電力証書又はグリーン熱証書の購入

グリーン電力証書又はグリーン熱証書（一般財団法人日本エネルギー経済研究所グリーンエネルギー認証センターの認証に基づき発行されたもの）を取得する予定がある場合は、その取得する電力量又は熱量及び、算定省令第2条第4項に定める係数（熱にあつては第2条第6項の係数）を用いて算定したCO₂の量を記載してください。

（ウ）FIT非化石証書

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第40条第1項及び同法施行規則第34条の3第1項第8号の規定に基づき電力広域的運営推進機関が販売するFIT非化石証書を取得する予定がある場合は、その取得する電力量及び算定省令第2条第4項に定める係数を用いて算定したCO₂の量を記載してください。

ウ 森林の整備及び保全

秋田県独自の森林吸収量認証制度である「秋田の森林づくり森林整備によるCO₂吸収量認証制度実施要綱」によるCO₂吸収量認証を受ける予定がある場合は、同要綱で定める方法により算定した量を記載します。

エ 秋田県産材を利用した建物の新築による固定量の取得

秋田県産材利用促進CO₂固定量認証制度を利用する予定がある場合は、「秋田県産材利用促進CO₂固定量認証制度実施要綱」で定める算定基準により算定した量を記載します。

オ 再生可能エネルギー由来電気メニューへの切替

再生可能エネルギー由来電気メニューへの切替を予定している場合は、算定省令第2条第5項に定める係数を用いて算定した電気事業者から供給を受けたすべての電気の利用に伴うCO₂排出量から同一の電気事業者から供給を受けた再生可能エネルギー由来電気の使用に伴うCO₂排出量を差し引いて算出したCO₂排出抑制相当量を記載します。

<CO₂排出抑制相当量の算定例>

▲▲電力株式会社（未調整排出係数：0.422t-CO₂/千kwh）から受給

全体受給量（電気使用量の計）：4,000千kwh …[a]

うち再エネ由来100%電力の受給量：2,000千kwh …[b]

うち再エネ由来50%電力の需給量：2,000千kwh …[c]

① すべての電気の利用に伴うCO₂排出量

$[a] \times 0.422 = 1,688 \text{ t-CO}_2 \dots [d]$

② 同一の電気事業者から供給を受けた再生可能エネルギー由来電気の使用に伴うCO₂排出量

$[b] \times 0.422 \times (100-100) = 0 \text{ t-CO}_2 \dots [e1]$

$[c] \times 0.422 \times (100-50) = 422 \text{ t-CO}_2 \dots [e2]$

$[e1] + [e2] = 422 \text{ t-CO}_2 \dots [e]$

再生可能エネルギー由来電気メニューへの切替による

CO₂排出抑制相当量： $[d] - [e] = \underline{1,266 \text{ t-CO}_2}$

オ 温室効果ガスの抑制量の合計[E]

アからオまでを合計した数値を記載します。

⑭ 差引排出量

・基準年度の温室効果ガス排出量[A]

▶ 様式第1号第2面の5に記載した基準年度の温室効果ガス排出量[A]の数値を記載します。

・目標年度における温室効果ガス排出量[B]

▶ 温室効果ガスの抑制量の合計[E]を差し引いた数値を記載します。

・対基準年度比

▶ 目標年度の差引排出量（[B]－[E]）を、基準年度の温室効果ガス排出量[A]で除し、100を乗じた数値を記載します。

⑮ 特記事項

以下に示す記載事項のほか、過去の温室効果ガス歳出抑制に係る実績、県外を

含めた企業単位・企業グループ単位での削減目標の設定、地球温暖化防止に貢献する技術や商品の開発の取組、実施している環境マネジメントシステムなどについて任意で記載できます。

<記載事項>

- ▶ 複数の事業所（工場、事務所、店舗等）を設置している場合は、事業所数を記載します。
- ▶ 温室効果ガス排出量の対基準年度比が、100%を超える場合（目標年度の総排出量が基準年度より多くなる場合）は、その理由を記載します。
- ▶ 原油換算エネルギー使用量や温室効果ガスの算定に当たって、独自の係数を使用した場合はその旨を記載するとともに、算定根拠となる資料等を添付しています。
- ▶ 原単位に用いた指標の設定方法には、原単位に使用した指標を2以上の複数とした場合の設定の考え方等を記載します。

⑯ 連絡先

計画書を作成した部署名、所在地、担当者氏名、電話番号及びメールアドレスを必ず記載してください（計画書の内容等で不明な点がある際、県より連絡をさせていただくため。）。

(2) 添付書類

計画書を提出するに当たっては、次の書類を添付してください。

① （別紙1）事業活動に伴う原油換算エネルギー使用量算定表

基準年度に、県内に設置されているすべての事業所（自動車運送事業者にあつては、県内に登録されているトラック等）における事業活動に伴うエネルギー使用量及び原油換算エネルギー使用量を記載し、添付します。

② （別紙2）温室効果ガス排出量算定表

基準年度に、県内に設置されているすべての事業所（自動車運送事業者にあつては、県内に登録されているトラック等）から排出される温室効果ガス排出量について、第1の4により算定した結果を記載し、添付します。

③ 単位発熱量等の根拠資料

原油換算エネルギー使用量や温室効果ガスの算定に当たって、実測値に基づく単位発熱量や排出係数を使用した場合は、その根拠となる資料を添付します。

2 報告書の記載要領

報告書は、様式第2号により作成、提出してください。

(1) 報告書（様式第2号第1面～第4面）

① 事業者の住所、氏名

報告書を提出する事業者の住所、氏名（法人にあっては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）を記載してください。法人の代表者以外の方が、条例に係る諸手続の委任を受けた場合は、委任状（様式任意）を報告書に添付し、委任を受けた方が所属する事業所の所在地、企業名及び事業所名、委任された方の役職名及び氏名を記載します。

なお、計画書の提出の際にすでに委任状を添付している場合は、委任状の添付を省略することができます。

② 届け出の種別

次の届け出種別から該当するものを選択し、□に「レ印」を記入します。

第1項：条例に基づく特定事業者には該当する者

第2項：連鎖化事業（フランチャイズチェーン）を行う者

第3項：特定事業者以外の事業活動に伴い温室効果ガスの排出をする者
（一般事業者）

第4項：提出済みの温室効果ガス排出抑制計画書の内容を変更する者

③ 主たる事務所の名称、所在地

会社等の本社（本店）の名称及び所在地を記載します（①事業者の住所、氏名と重複する場合がありますが、必ず記載してください。）。

④ 事業者の主たる業種

日本標準産業分類の中分類から主たる業種を選択し、業種名を記載します。

⑤ 該当する事業者の要件

計画書の記載要領（第2の1（1）④）に示す表の区分から、該当する事業者要件を選択し、□に「レ印」を記入します（ア及びイのいずれの事業者要件にも該当する場合は、両方の□に「レ印」を記入。）。

⑥ 前年度の原油換算エネルギー使用量

第1の2により算定した報告対象年度の原油換算エネルギー使用量を記載します。

⑦ 前年度末の県内登録の自動車数

自動車運送事業者は、自動車の種類（トラック、バス、タクシーの区分）と前年度末日（報告対象年度末日）における県内での登録台数を記載します。

⑧ 事業活動に伴うエネルギーの使用量

事業活動に伴うエネルギーの種類ごとの使用量及び原油換算エネルギー使用量を記載しますが、記載に代えて、手引きに示す別紙1を提出することができます。

なお、別紙1を添付する際は、当該欄に「別紙1参照」と記載します。

⑨ 温室効果ガスの排出量及び排出の抑制に関する実績等

ア 「区分」

基準年度、目標年度の欄には、計画書に記載した数値を記載し、実施年度の欄には、報告対象年度を記載します。

イ 「温室効果ガス排出量」

・基準年度、目標年度及び対基準年度比の欄には、計画書に記載した数値を記載します。

・実施年度の排出量[E]の欄には、報告対象年度の排出量として、第1の4の方法で算定した温室効果ガス排出量を記載します。

・対基準年度比（実績）の欄には、実施年度の排出量[E]を、基準年度の排出量[A]で除し、100を乗じた数値を記載します。

ウ 「原単位排出量」 （原単位排出量を削減目標とする事業者のみ）

・基準年度、目標年度及び対基準年度比の欄には、計画書に記載した数値を記載します。

・実施年度の前単位排出量[F]の欄には、報告対象年度の排出量[E]を、報告対象年度の前単位に用いた指標の実績値で除した数値を記載します。

・前単位排出量の対基準年度比（実績）の欄には、実施年度の前単位排出量[F]を、基準年度の前単位排出量[C]で除し、100を乗じた数値を記載します。

・前単位に用いた指標には、計画書に記載したとおり記載してください。

なお、「前単位に用いた指標」を変更した場合は、変更後の計画書を提出します。

⑩ 温室効果ガスの排出の抑制を図るため実施した措置の内容

報告対象年度に、計画書に基づき温室効果ガス排出量の削減のため実施した措置（取組）の内容を記載します。

なお、排出量の削減に直接つながらない社会貢献活動などについては、「特記事項」に記載します。

⑪ 条例第11条に規定する措置の内容

報告対象年度に再生可能エネルギーの他への供給、J-クレジット等の県内由来の環境価値の取得、再生可能エネルギー由来の電力への切替等による温室効果ガス抑制相当量を、温室効果ガスの排出抑制量と見なす場合は、その量を記載します。

温室効果ガスの抑制量の算定は、計画書の記載要領（第2の1（1）⑬）を参照してください。

なお、この場合、再生可能エネルギーの供給量やクレジットの取得などを確認できる証書や資料等を添付してください。

⑫ 特記事項

以下に示す記載事項のほか、報告対象年度の温室効果ガス歳出抑制に係る実績、県外を含めた企業単位・企業グループ単位での削減目標の設定、地球温暖化防止に貢献する技術や商品の開発の取組、実施した環境マネジメント

システムなどについて任意で記載できます。

<記載事項>

- ▶ 複数の事業所（工場、事務所、店舗等）を設置している場合は、事業所数を記載します。
- ▶ 温室効果ガス排出量の対基準年度比が、100%を超える場合（目標年度の総排出量が基準年度より多くなる場合）は、その理由を記載します。
- ▶ 原油換算エネルギー使用量や温室効果ガスの算定に当たって、独自の係数を使用した場合はその旨を記載するとともに、算定根拠となる資料等を添付しています。
- ▶ 原単位に用いた指標の設定方法には、原単位に使用した指標を2以上の複数とした場合の設定の考え方等を記載します。

⑬ 連絡先

報告書を作成した部署名、所在地、担当者名、電話番号及びメールアドレスを必ず記載してください（報告書の内容等で不明な点がある際、県より連絡をさせていただくため。）。

(2) 添付書類

報告書を提出するに当たっては、次の書類を添付してください。

① （別紙1）事業活動に伴う原油換算エネルギー使用量算定表

報告対象年度に、県内に設置されているすべての事業所（自動車運送事業者にあつては、県内に登録されているトラック等）における事業活動に伴うエネルギー使用量を記載し、添付してください。

② （別紙2）温室効果ガス排出量算定表

報告対象年度に、県内に設置されているすべての事業所（自動車運送事業者にあつては、県内に登録されているトラック等）から排出される温室効果ガス排出量について、第1の4により算定した結果を記載し、添付してください。

③ 単位発熱量等の根拠資料

原油換算エネルギー使用量や温室効果ガス排出量の算定に当たって、実測値に基づく単位発熱量や排出係数を使用した場合は、その根拠となる資料を添付してください。

第3 計画書の変更

1 計画書の変更

温室効果ガスの排出量に係る目標数値の変更、原単位に用いた指標の変更や目標や実績値に影響を与えるような措置（取組）の内容の変更を行った場合は、様式第1号により変更後の計画書を作成し、提出してください（届け出種別は「第4項：提出済みの温室効果ガス排出抑制計画書の内容を変更する者」を選択し、□に「レ印」を記入します。）。

また、これ以外にも、法人等の代表者の変更、名称、所在地が変更となった場合も、変更後の計画書を提出していただくこととなります。

変更後の計画書の作成に当たっては、第2の1計画書の作成方法により作成してください。

なお、変更のあった箇所のみ記載してもかまいません。

2 計画書の廃止

条例では、計画書の廃止については特に規定しておりません。

計画期間中に温室効果ガス排出抑制の取組を実施したことにより、特定事業者の要件に該当しなくなった場合であっても、原則、計画期間が終了するまでは報告書を提出していただくこととなります。

ただし、一部の事業所を廃止又は合併等で事業規模が縮小した場合などの特別な事由により、計画期間終了まで特定事業者の要件を満たさないことが明らかな場合は、計画を廃止することができます（別途ご相談ください）。

3 計画書又は報告書の公表

提出のあった計画書又は報告書については、県で内容を確認し計画書又は報告書の概要を県のホームページにて公表します。

4 計画書制度に対する問い合わせ先

秋田県 生活環境部 温暖化対策課 調整・省エネルギー班

郵便番号：010-8570

住所：秋田県秋田市山王四丁目1番1号

電話番号：018-860-1573

電子メール：en-ondanka@pref.akita.lg.jp

【参考資料】

表－１ エネルギー種類別の熱量換算係数

エネルギー種類			単位発熱量		
			数値	単位	
化石燃料	原油（コンデンセートを除く）		38.3	GJ / k L	
	原油のうちコンデンセート（NGL）		34.8	GJ / k L	
	揮発油（ガソリン）		33.4	GJ / k L	
	ナフサ		33.3	GJ / k L	
	ジェット燃料油		36.3	GJ / k L	
	灯油		36.5	GJ / k L	
	軽油		38.0	GJ / k L	
	A重油		38.9	GJ / k L	
	B・C重油		41.8	GJ / k L	
	石油アスファルト		40.0	GJ / t	
	石油コークス		34.1	GJ / t	
	石油ガス	液化石油ガス（LPG）	50.1	GJ / t	
		石油系炭化水素ガス	46.1	GJ / 千m³	
	可燃性天然ガス	液化天然ガス（LNG）	54.7	GJ / t	
		その他可燃性天然ガス	38.4	GJ / 千m³	
	石炭	原料炭	輸入原料炭	28.7	GJ / t
			コークス用原料炭	28.9	GJ / t
			吹込用原料炭	28.3	GJ / t
		一般炭	輸入一般炭	26.1	GJ / t
			国産一般炭	24.2	GJ / t
		輸入無煙炭		27.8	GJ / t
	石炭コークス		29.0	GJ / t	
	コールタール		37.3	GJ / t	
	コークス炉ガス		18.4	GJ / 千m³	
	高炉ガス		3.23	GJ / 千m³	
	発電用高炉ガス		3.45	GJ / 千m³	
	転炉ガス		7.53	GJ / 千m³	
	都市ガス		事業者により異なる※1	GJ / 千m³	
非化石燃料	黒液		13.6	GJ / t	
	木材		13.2	GJ / t	
	木質廃材		17.1	GJ / t	
	バイオエタノール		23.4	GJ / k L	
	バイオディーゼル		35.6	GJ / k L	
	バイオガス		21.2	GJ / 千m³	
	その他バイオマス		13.2	GJ / t	
	非化石燃料	RDF		18.0	GJ / t
RPF		26.9	GJ / t		
廃タイヤ		33.2	GJ / t		
廃プラスチック（一般廃棄物）		29.3	GJ / t		
廃プラスチック（産業廃棄物）		29.3	GJ / t		
廃油		40.2	GJ / k L		
廃棄物ガス		21.2	GJ / 千m³		

エネルギー種類			単位発熱量	
			数値	単位
非化石 燃料	混合廃材		17.1	GJ / t
	水素		142.0	GJ / t
	アンモニア		22.5	GJ / t
熱	産業用蒸気		1.17	GJ / GJ
	産業用以外の蒸気		1.19	GJ / GJ
	温水		1.19	GJ / GJ
	冷水		1.19	GJ / GJ
	地熱		1.00	GJ / GJ
	温泉熱		1.00	GJ / GJ
	太陽熱		1.00	GJ / GJ
	雪氷熱		1.00	GJ / GJ
電気	電気事業者(買電)	昼間・夜間買取※2	8.64	GJ / 千 kWh
	〈再エネ〉 自家発電/消費 自己託送 PPA	太陽光	3.60	GJ / 千 kWh
		水力	3.60	GJ / 千 kWh
		風力	3.60	GJ / 千 kWh
		その他	3.60	GJ / 千 kWh

※1 都市ガスの単位発熱量は、ガス供給事業者ごとの実際の数値とする。

※2 昼間買電とは、一般送配電事業者、送電事業者及び特定送配電事業者が維持し、及び運用する電線路を用いて供給を受ける電気の使用量のうち、8時から22時までの使用量をいい、夜間買電とは、22時から翌日8時までの使用量をいう

また、昼夜間の区別ができない場合は、すべての使用量を昼間の使用量として報告すること。

表－２ 燃料の使用に関する排出係数

エネルギー種類				排出係数	
				数値	単位
化石燃料	原油（コンデンセートを除く）			0.019	t-C/GJ
	原油のうちコンデンセート（NGL）			0.0183	t-C/GJ
	揮発油（ガソリン）			0.0187	t-C/GJ
	ナフサ			0.0186	t-C/GJ
	ジェット燃料油			0.0186	t-C/GJ
	灯油			0.0187	t-C/GJ
	軽油			0.0188	t-C/GJ
	A重油			0.0193	t-C/GJ
	B・C重油			0.0202	t-C/GJ
	石油アスファルト			0.0204	t-C/GJ
	石油コークス			0.0245	t-C/GJ
	石油ガス	液化石油ガス（LPG）		0.0163	t-C/GJ
		石油系炭化水素ガス		0.0144	t-C/GJ
	可燃性天然ガス	液化天然ガス（LNG）		0.0139	t-C/GJ
		その他可燃性天然ガス		0.0139	t-C/GJ
	石炭	原料炭	輸入原料炭	0.0246	t-C/GJ
			コークス用原料炭	0.0245	t-C/GJ
			吹込用原料炭	0.0251	t-C/GJ
		一般炭	輸入一般炭	0.0243	t-C/GJ
			国産一般炭	0.0242	t-C/GJ
		輸入無煙炭		0.0259	t-C/GJ
	石炭コークス			0.0299	t-C/GJ
	コールタール			0.0209	t-C/GJ
	コークス炉ガス			0.0109	t-C/GJ
	高炉ガス			0.0264	t-C/GJ
	発電用高炉ガス			0.0264	t-C/GJ
	転炉ガス			0.042	t-C/GJ
	都市ガス			事業者により異なる※	t-C/GJ
非化石燃料	RDF			0.017	t-C/GJ
	RPF			0.0166	t-C/GJ
	廃タイヤ			0.0135	t-C/GJ
	廃プラスチック（一般廃棄物）			0.0262	t-C/GJ
	廃プラスチック（産業廃棄物）			0.0239	t-C/GJ
	廃油			0.0179	t-C/GJ
熱	産業用蒸気			0.06	t-C/GJ
	産業用以外の蒸気			0.053	t-C/GJ
	温水			0.053	t-C/GJ
	冷水			0.053	t-C/GJ
電気※	電気事業者（買電）	昼間・夜間買取	事業者により異なる※	t-CO ₂ /千 kWh	

※ 都市ガス・電気の排出係数は、次の排出係数を用いること。

- ① 供給事業者から供給された都市ガス又は電気を使用している場合は、国が公表する供給事業者ごとの排出係数又は供給事業者への直接聞き取り等により確認した排出係数
- ② 電気事業者以外の者から供給された電気を使用している場合は、実測等に基づく適切な係数
- ③ ①及び②で算定できない場合は、環境大臣・経済産業大臣が公表する係数

表－３ 温室効果ガスの種類ごとの地球温暖化係数

温室効果ガスの種類		別名	地球温暖化係数
1	二酸化炭素 (C O ₂)	—	1
2	メタン (C H ₄)	—	28
3	一酸化二窒素 (N ₂ O)	—	265
4	ハイドロフルオロカーボン (H F C)	—	—
	トリフルオロメタン	H F C-23	12, 400
	ジフルオロメタン	H F C-32	677
	フルオロメタン	H F C-41	116
	1・1・1・2・2-ペンタフルオロエタン	H F C-125	3, 170
	1・1・2・2-テトラフルオロエタン	H F C-134	1, 120
	1・1・1・2-テトラフルオロエタン	H F C-134a	1, 300
	1・1・2-トリフルオロエタン	H F C-143	328
	1・1・1-トリフルオロエタン	H F C-143a	4, 800
	1・2-ジフルオロエタン	H F C-152	16
	1・1-ジフルオロエタン	H F C-152a	138
	フルオロエタン	H F C-161	4
	1・1・1・2・3・3・3-ヘプタフルオロプロパン	H F C-227ea	3, 350
	1・1・1・3・3・3-ヘキサフルオロプロパン	H F C-236fa	8, 060
	1・1・1・2・3・3-ヘキサフルオロプロパン	H F C-236ea	1, 330
	1・1・1・2・2・3-ヘキサフルオロプロパン	H F C-236cb	1, 210
	1・1・2・2・3-ペンタフルオロプロパン	H F C-245ca	716
	1・1・1・3・3-ペンタフルオロプロパン	H F C-245fa	858
	1・1・1・3・3-ペンタフルオロブタン	H F C-365mfc	804
	1・1・1・2・3・4・4・5・5・5-デカフルオロペンタン	H F C-43-10mee	1, 650
5	パーフルオロカーボン (P F C)	—	—
	パーフルオロメタン	P F C-14	6, 630
	パーフルオロエタン	P F C-116	11, 100
	パーフルオロプロパン	P F C-218	8, 900
	パーフルオロシクロプロパン	—	9, 200
	パーフルオロブタン	P F C-31-10	9, 200
	パーフルオロシクロブタン	P F C-c318	9, 540
	パーフルオロペンタン	P F C-41-12	8, 550
	パーフルオロヘキサン	P F C-51-14	7, 910
	パーフルオロデカリン	P F C-91-18	7, 190
6	六ふっ化硫黄 (S F ₆)	—	23, 500
7	三ふっ化窒素 (N F ₃)	—	16, 100

表－４ 日本標準産業分類 中分類（平成 25 年 10 月改訂版）

番号	業種名	番号	業種名
1	農業	36	水道業
2	林業	37	通信業
3	漁業（水産養殖業を除く）	38	放送業
4	水産養殖業	39	情報サービス業
5	鉱業，採石業，砂利採取業	40	インターネット附随サービス業
6	総合工事業	41	映像・音声・文字情報制作業
7	職別工事業（設備工事業を除く）	42	鉄道業
8	設備工事業	43	道路旅客運送業
9	食料品製造業	44	道路貨物運送業
10	飲料・たばこ・飼料製造業	45	水運業
11	繊維工業	46	航空運輸業
12	木材・木製品製造業（家具を除く）	47	倉庫業
13	家具・装備品製造業	48	運輸に附帯するサービス業
14	パルプ・紙・紙加工品製造業	49	郵便業（信書便事業を含む）
15	印刷・同関連業	50	各種商品卸売業
16	化学工業	51	繊維・衣服等卸売業
17	石油製品・石炭製品製造業	52	飲食料品卸売業
18	プラスチック製品製造業（別掲を除く）	53	建築材料，鉱物・金属材料等卸売業
19	ゴム製品製造業	54	機械器具卸売業
20	なめし革・同製品・毛皮製造業	55	その他の卸売業
21	窯業・土石製品製造業	56	各種商品小売業
22	鉄鋼業	57	織物・衣服・身の回り品小売業
23	非鉄金属製造業	58	飲食料品小売業
24	金属製品製造業	59	機械器具小売業
25	はん用機械器具製造業	60	その他の小売業
26	生産用機械器具製造業	61	無店舗小売業
27	業務用機械器具製造業	62	銀行業
28	電子部品・デバイス・電子回路製造業	63	協同組織金融業
29	電気機械器具製造業	64	貸金業，クレジットカード業等非預金信用機関
30	情報通信機械器具製造業	65	金融商品取引業，商品先物取引業
31	輸送用機械器具製造業	66	補助的金融業等
32	その他の製造業	67	保険業（保険媒介代理業，保険サービス業を含む）
33	電気業	68	不動産取引業
34	ガス業	69	不動産賃貸業・管理業
35	熱供給業	70	物品賃貸業

番号	業種名	番号	業種名
71	学術・開発研究機関	86	郵便局
72	専門サービス業（他に分類されないもの）	87	協同組合（他に分類されないもの）
73	広告業	88	廃棄物処理業
74	技術サービス業（他に分類されないもの）	89	自動車整備業
75	宿泊業	90	機械等修理業（別掲を除く）
76	飲食店	91	職業紹介・労働者派遣業
77	持ち帰り・配達飲食サービス業	92	その他の事業サービス業
78	洗濯・理容・美容・浴場業	93	政治・経済・文化団体
79	その他の生活関連サービス業	94	宗教
80	娯楽業	95	その他のサービス業
81	学校教育	96	外国公務
82	その他の教育，学習支援業	97	国家公務
83	医療業	98	地方公務
84	保健衛生	99	分類不能の産業
85	社会保険・社会福祉・介護事業		

秋田県 生活環境部 温暖化対策課 調整・省エネルギーチーム

郵便番号 : 010-8570

住 所 : 秋田県秋田市山王四丁目1番1号

電話番号 : 018-860-1573

電子メール : en-ondanka@pref.akita.lg.jp